

第 23 回安平町子ども子育て会議

内容/議題	・審議事項 1 件 ・協議事項 1 件 ・報告事項 2 件 ・委員発議 1 件		
日付	2024/02/19 15:00～	場所	安平町総合庁舎 大会議室

概要

- ・審議事項 令和 6 年度 就学前教育・保育施設の利用定員について
- ・協議事項 第 3 期安平町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた方向性
- ・報告事項 子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）R5 活動状況報告及び今後の展望
児童館（早来児童センター）の開館時間の変更
- ・委員発議 病児保育及び小学校登校前の朝預かりについてのアンケート結果

決定事項

--

備考

--

詳細議事内容

開会 15:00

事務局 【 開会挨拶 】
・町長より【 委嘱状交付 】

町長 【 挨拶 】

事務局 【 会議の全体説明 】

日程(4) 審議事項

① 令和6年度 就学前教育・保育施設の利用定員について

- ・はやきた子ども園 変更なし 引き続き、定員弾力化という体制の中で運営をする計画
- ・おいわけ子ども園 2号の利用定員を30名ということで、10名減少させる提案
- ・はやきたゆきだるま保育園 令和6年度と令和5年度の入園実績を考慮し、据え置き提案

委員 はやきた子ども園の利用定員について、定員の弾力化ということで引き続き運用するって話があったんですけど、そこはちょっと私がまだ理解できてなくて質問したいのですが、令和6年度の2号のところという認可定員が60人で利用定員が50人ということで、マックス認可定員60人まで利用定員を上げることができる中で50人に留めておきながら弾力化っていう形で見込み78人に対して利用定員は50人だよとしているのは、どういうメリットがありますか。

事務局 まず定員弾力化という、ある種例外的な取り扱いについては2、3号しかできない。つまり1号の幼稚園部分についてはできないので、その今後の入園見込みを考慮すると、どうしても70ぐらいを確保しなきゃいけない時に、残りの80名で2、3号を割り振りするかっていうところになって来ます。定員弾力化とは、本来、面積要件と保育士の人数要件の2つが大きな要素としてあり、それを満たすことができマックスで受け入れられるはやきた子ども園の人数は、一応、188まで可能です。なぜ188まで認可定員をあげないのかという、基本的にまた改めて北海道に申請をして、要件などを再精査されるという状況が生じます。昔、最低基準と言われてた部分で、最低限何人職員をつけて、最低限何平米設けなさいという考え方になっているんですけど、最低基準じゃなくて、なるべく最高と言いますか、少しでもゆとりのある利用定員を設けたいというところで、目標の数値と言いますか、なんとかこの先150に向けて運用を続けていきたいということも込めて、あえてマックスまであげていない形の中でやっています。あと、どうしても公定価格の単価の部分も絡んできます。人数が増えると、どうしても単価もどんどん安くなっていくところ等、いろいろ総合的に考慮した時に、引き続き利用定員150をキープしていきたいということが率直なところですよ。

委員 まとめて、面積と人員配置からするとマックス188までは上げられるんだけど、1つは公定価格の金額の部分と、もう1つは、もう少しゆとりがある150人という少ない人数の中でゆとりのある環境を作っていきたいという思いで188までは上げないでやっていくっていうところで、この150っていうのは動かさないでおいて。でも1号認定は70人をキープしたいから、2号、3号が80人の中でやりくりしなきゃいけないっていうことなんですね。

事務局 はい、端的にまとめて頂いてありがとうございます。もともと120でやっていたものを150へ上げたっていう経過がありました。なので、本当にそれぐらいゆとりを持って、本来やっていきたいというのが正直なところですよ。

委員 9ページに書いてある、実際に利用している人数が利用定員の120%以上の場合はペナルティがあるっていうのがあるんですけど、そこには抵触しないのでこのままやっていくという認識で。

事務局 そうですね。今のところ120%超えが令和5年度で3年目になる予定になっておりますので、なんとかこれを切るべくいろいろ手立てを考えている最中でございます。後ほど報告させて頂きたいと思っております。

委員長 他にございませんでしょうか。

委員 関連してなんですけれども、待機だとかって出ることはないのか、ちょっと思ったんですが、その辺りどうなってるんですか。

事務局 ご指摘のとおり、188を超えた場合については待機になります。ゆきだるま保育園の方も本来3歳未満児を受け入れる施設ですが、昨今、法律改正があり、認定こども園と同じぐらいの年齢を受け入れられるようにも一応なっております。なんとかその範囲の中で待機を出さないようにやりくりしたり、おいわけ子ども園にも協力してもらいながら調整させて頂きたいと考えております。

委員 分かりました。ありがとうございます。

委員 今と関連してるんだけど、なかなか分かんないなところがありました。9ページの書かれてる文章なんですけど、すごく一番重要なこと。ここ相当読み込んできたつもりなんですけども、なかなか。理解。例えば1号認定は2年間連続、2、3号は5年間連続で120%である場合ってということで、猶予2年と。それから5年ってあるんですね。これはやはりそう簡単には人数って変更できないし、特殊なやっぱ事情があるんだろうっていうふうに私自身は理解しました。それで初歩的な質問でわかんなくて申し訳ないんですけど、見込み園児数っていうのは、これは実際に利用してる人数ってということで理解していいんですか。

事務局 こちらは令和6年4月1日現在で入園を見込む方の人数でございます。現状ではございません。

委員 現状ではない。

事務局 新年度の見込みのスタート段階の人数で、令和5年度も同じ4月1日現在の見込みで比較しております。

委員 なるほど。分かりました。あとこの認可定員、利用定員の考え方。ここにちゃんと文章化されているんですけど、例えば認可定員って道に認定された定員っていうふうに解釈したんですよね。それから利用定員ってのは安平町が確認して設定する定員だよってということで理解したんですけど、利用制限は50に対して最初から78というのは道の規定から言ったら、ちょっとまずいんじゃないかっては思うんですけど、まあ5年間やってもいいよっていう極端なこと言ったらですよ。やってもいいよってことだから、それはまあ止めないのかなっていう答えでいいんでしょうか。

事務局 そうです。はやきたゆきだるま保育園を建設する時に、関連して北海道に相談をさせて頂いているところなんですけども、やはり1号については定員弾力化が無いからくれぐれも気をつけなさいというご指導頂いており、今、2、3号の定員弾力化という特例的なところで、なんとかしのがせて頂きたいというお話になります。この辺の具体的な手立てについては今検討を進めてまして、後ほど説明の中でまた改めてさせて頂きたいと思っておりますが、根本的な解決を図ってまいりたいと思っております。

委員 分かりました。

委員長 令和6年のはやきた子ども園のこの167人というところは、年度の間に実際のところ21名までは受け入れ増加が可能だということによろしいですね。ということで、今資料を説明しましたとおり定めるとすることで承認し

たいと思いますけれども、よろしいでしょうか。（異議なし）

日程（５） 協議事項

- ① 第３期安平町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた方向性
・総論 ・各論

事務局 【 総論 説明 】

- ① アンケート調査結果の反映
「安平町の子育て、教育による地域活性化に関するアンケート調査」
北海道文教大学と安平町の共同研究事業
安平町内の学校及び子ども園の教職員と安平町職員 → 現在集計中
「ユニセフ子どもの権利・学校アンケート」
日本ユニセフ協会主催で 1 月 26 日から 3 月 31 日まで実施
町内の小学生 4 年生から中学生と学校の教職員
- ② 委員提案の反映
「前回会議で指摘された食に関する権利の部分」
次年度以降、町でアンケートを実施する予定
- ③ 子ども基本法に基づく対応
・令和 5 年度から子ども基本法が施行、効力が発生
子ども基本法に基づく市町村計画と合同でバージョンアップをさせた中で制定を進める
・次期計画では新たな計画としてバージョンアップを図る
現在の「子ども・子育て会議」という名称も衣替え
例：安平町子どもにやさしいまちづくり計画 など

委員長 総論についてご意見等があれば、ご質問含めてお願いしたいと思います。後段で計画の名称の変更についての例示もさせて頂きましたので、それに対するご意見を含めてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員 まず 1 つ目の名称変更は、すごくいいなと思いました。子ども・子育て会議に行ってくるっていうよりも、子どもにやさしいまちづくり会議に行ってくると思った方が伝わるし、そういう会議やってるんだなっていうのも広がると思うので、とてもいいと思いました。①番アンケート調査を反映するということなんですけど、この計画を作る上で意見を反映させるというのがこの文教大と共同でやってるものと、ユニセフのパイロット調査の 2 つだけということとでいいですか。他にもニーズを調査していたり、反映する予定のアンケートがあるんですか。

事務局 ご指摘のとおり、ニーズ調査を来年度予定しております。そこで、ニーズ調査というのは当然子どもの権利の部分に関してもそうですし、子ども園をどれぐらい使いたいですかとか、放課後児童クラブどれだけ使いたいですかとか、そういった調査を進めています。それと合同で次期計画に反映させて参りたいと考えております。

委員 利用のニーズ調査と、今実際利用している人の満足度という調査を合同でやるっていうことで把握しました。ユニセフの調査の質問項目を見ていると、体の健康だったり心の健康だったり学校での学びだったり、どれぐらい子ども達がこの子どもの権利を尊重されながら、のびのびと学び生活できるかってことを測れるいい質問項目だなと思ったんですけども、さき説明の中で私の聞き漏らしかもしれないんですけど、学校の授業中にはこ

の調査をやらない、やる予定はないって聞こえたんですけど、もう一度、そこ教えてもらっていいですか。どのタイミングでこれを回答するのか。

事務局 学校の教育時間内に時間を設けて頂くことについては、全ての担任の先生方にちょっとご負担をかけてしまいますので、20 ページにつけさせて頂いたチラシをお配りして、各ご家庭でオンライン回答して頂くという手法でやらせて頂いております。

委員 ありがとうございます。それであれば1つ意見があります。この実態を把握するっていうところが一番大事ななと思っていて、どんなことを安平町がやってるかっていうことよりも、それを受けて子ども達がどう感じているかっていうことを細かく把握していくことが、やさしいまちづくりにとても大事ななと思っていて、協力できる方だけお願いしますというやり方ではなく、学校の授業の時間の一コマを使ってでも全員の声をちゃんと聞くということが大事なな。こういうことに関心を持って、一緒にやろうっていう親もいると思うんですけど、そういう意識がいない人や忙しくて見逃す人もいるかなと思うので、この辺検討して頂きたいなと思いました。

事務局 ありがとうございます。ご指摘のとおり、なかなか100%に近い数字が出せなかったのが確かに実態ではあります。頂いたご意見を踏まえて、学校と調整をさせて頂きたいと思います。

委員長 はい。ありがとうございます。他にございますか。

委員 昨年の会議の中で、アンケートを作るっていうことで、色々細かい内容とか、親も子どもも答えやすい項目で色々細かく話した時があったような気がしてたんです。それで、今日18ページのユニセフのアンケートに苦情言ってもどうかと思ってはいるんですけど、先ほど説明の中で、ここに対象が小中高校の先生とかいろいろ書いてますが、この児童生徒っていうのは先ほど4年生から中学生っていうふうに言われたと思うんです。で次のページのアンケートの質問項目を見ると、全体的に質問の聞き方が、小学生にはやっぱりちょっと添わないのかなっていうことと、具体性がなくてあまりにも大まかすぎるかなって。まあユニセフのアンケートだからいいのかなともちょっと思うんですけど、このままちょっと4年生にはって感じがしました。はい、以上です。

事務局 はい、ありがとうございます。これを決めるための会議にも参加してきたんですけども、全く同じようなご意見が他の団体から出てきました。ただやはりユニセフ側の回答としては、それを踏まえて1から3年生はちょっと難しいはねってことで、4年生にしたっていうことおっしゃっていました。改めてもう一度ユニセフと確認していきながら調査項目を検討していきたいと思います。

委員長 実践自治体、共通なんですか。

事務局 はい。実践自治体以外の自治体も全て含めて共通になります。

委員長 はい、他にいかがでしょうか。(なし) それでは引き続き、後半の各論について説明をお願いします。

事務局 【各論説明】

① 子ども家庭センターの設置検討

「子育て世代包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」を今年4月1日から統合することを法律上努力義務化→既にこの2つの機能が一体的に運営され機能している

② 病児保育事業の開始検討

- ・病児対応型 有症する状態で急変の可能性がない
- ・病後児対応型 回復期だがまだ集団に入れることが適切でない
- ・体調不良児対応型 保育中に急に具合が悪くなった
- ・自宅で対応

○これまでは病後児対応型から導入を検討と公言

視察を行い、弱っている子どもにとって保護者の代役は務まりきらないことから、体調不良児対応型から導入することが極めて現実的

③ 未就学保育及び学童保育の受け入れ者数拡大検討

・令和7年度4月を目標に、はやきた子ども園・ゆきだるま保育園の定員拡大

・令和8年度に向けて学童保育・放課後児童クラブの定員拡大

○中期予算計画、実施計画の中で提案中

④ 安平町子どもの教育環境条例

・令和8年度4月から運用開始を目指して各種調整

委員長 各論につきまして大きく4つに分けて説明をさせて頂きました。ご意見、質問等を受けたいと思います。いかがでしょうか。病児保育関係で視察も一緒に行かれてきたと思いますけど、何か補足説明等ございませんか。

委員 病児保育の今の報告に関してなんですけど、これから保護者に対してニーズの調査をしていくってところで、それを十分にしたいっていうふうに、当たり前なんですけど、思うんです。なかなかこの会議でもそうなんですけど、病児保育どうするかっていうことを前々から言われていて、なかなか進まないってことがあったと思うんです。それで今回の両子ども園の色々な調査から体調不良児型から導入していくのがいいっていか、そういう結論に近く至ってるんだと思うんですけど、それは導入しやすいってということがまずあると思うんです。建物作らなくても極端な話カーテン仕切ってベッドがあって、ナースがいれば許可になるってような状況でとりあえずはここからだったら入りやすいかなってことはあると思うんですけど、ここで体調不良型の場合は、子ども園や保育所に来て、具合が悪くなった時に今だと親と電話して「今熱が9度あるので早く迎えに来てください」という状態が、これをする事によって、すぐ迎えに来なくてもナースがお母さんが来るまで見ていられるってような状況だと思うんです。それは基本は保育園に子ども園や保育園に来てから具合悪くなった場合の不良児型ってことなんですよ。それが実際どれだけ厳しくチェックされるのかっていうのは私は分かりませんが、そういうことを考えると、自分が親だった時を考えると、もう朝すでに、仕事に行くとした時に7度6分あると。8度あるけど、ちょっと言わなくても保育園行っちゃえばいいかなみたいな感じが自分にもあったし、そこでの親の子ども園に対する要望がすごく強いと思うんです。で、病児保育になるともっと本当に現実的に厳しいかなってことはあるんですけど、親としては体調不良型で保育園に行ってる時に具合悪くなって呼ばれるのは困るけど、朝ちょっと今もう風疹になって4日目過ぎてから微熱あるけど連れて行きたいみたいな、病後児保育もニーズとしては高いから、導入しやすいってことだけ考えてるわけではないんですけど、その辺の親のニーズに本当に合ってるのかっていうことを、もうちょっとすごく慎重に取り組んで欲しいかなと。でも本当にこれは切実ですし、してもらいたいとは思ってはいます。それと、早来地区の保育のキャパについて近々足りなくなるって、本当に現実的に迫ってると思うんです。そういうところで、人数確保の、先ほどの見直しだけではなく、園の中も園の外もすごく狭いなって感じがするので、もっと抜本的に広げて元気に遊べるようにならないかなってことも含めて、そこで今言ってる病児保育の施設がどういう風にその中で生きてくるのかなってことも考えられるのかなと。少子化していく中で、これだけいろんなところから利用されて来てる人がいるってことはすごく誇りに思っていることだと思うんですけど、それに対応できるような状況はやっぱり慎重に考えていかなきゃならないかなと思います。以上です。

事務局 ありがとうございます。大きく2点、ご質問ご意見頂いたかと思っております。まず1点目、病児保育における病後児がいいのか体調不良児がいいのかっていうご指摘だと思います。委員ご指摘のとおり、当初、私共も病後児を基本的に考えていきたいと思っていたのはまさにご指摘の理由だったんですけども、今回の視察は

大阪府内の 40 万人ぐらいの人口規模がある町に行き参りました。ものすごい数の園があって、いろいろなタイプの園がある大きな自治体に行ってきたんですけども、その自治体における実態として、まず①の病児対応型。これはすでにほとんどの医療機関が撤退している実態がありました。そして②の病後児についても、①と②の境目が全くつけられないというか非常にその見立てが難しく、これも事実上やっていない医療機関が非常に増えてきているというお話で、①②を実施するにあたっては近いところにお医者さんが居なければ非常に困難だということが今回分かりました。そういったところも総合的に勘案して、まずは③といった現状の結論に達していますが、引き続き保護者ニーズを踏まえた中で、②①という意見も当然出てくるかと思うので、それはまたそのニーズ内容を踏まえてどのようにしていくか引き続き考えていきます。まず第 1 段階として③。場合によっては順次拡大していくことを検討して参りたいと思っております。続いてキャパシティの問題になります。こちらにつきましては、はやきた子ども園の一部を「みなくる」で過ごして頂く、分園ということを考えております。保育園の定員の最下限が 50 名で、その 50 名単位で分園できるかということは今後調査研究を進めていかなければなりません、仮に今約 170 の中で 50 名がみなくるに行くとなると 120 名ということで、まさに元々目指していた理想的な空間が実現できると考えております。本来、もっとちゃんとしっかりしたものを建てて実施するべきではないかというご意見もあるかと思いますが、いろいろ調査したところ次のゼロ歳児、1 歳児の出生数が非常に少なく、例年の 1/2 以下ぐらいで推移してきています。なので、ラピダス等の効果があるとはいえ、このまま増え続けていくというのは非常に難しい情勢ではないのかというのが今のところの見解です。ですので、まずは一旦「みなくる」という近い施設を活用させて頂き、ゆくゆくは分園したのもまた戻していく流れももしかしたら出てくるかもしれません。その辺を見定めていきたいということがあって、今現状でのご提案になっております。

委員 病児保育の視察に行って教育委員会と両法人で話をし、病児と病後については、おそらく民間の学校法人とか社会福祉法人でやるには、かなりハードルが高いとお医者さんが近くに居ないとなかなか難しいということで、うちで受けられるとすれば体調不良児型かなという話になったんですけど。実際今、子ども園を運営して、肌感覚で保護者の方がやっぱり困ってるっていうのは、子ども園に預けたけど途中で体調不良で電話がきて、お迎え来て下さいって言われけどなかなかすぐには抜けられないとか、そういった実情が各家庭にあります。ニーズとしては体調不良児の方が多のかなという肌感覚でしたので簡単なニーズ調査を行い、後ろに内容を添付しています。1 番最初の項目は体調不良児型の希望、2 番目が病児保育・病児対応型希望、3 番目が病後児保育の希望というような流れになっています。最後が、その中で最も利用したいものはどれですかという形で設問しています。簡単なものなんですけどやらせて頂いて、追分地区ではやはり半分が体調不良児対応型のニーズが 51%ということで、その次に病後児保育、最後に病児保育というような流れになっています。やはり、本当に子どもが辛い時に保護者がそばにいないというのは子どもにとっても辛いですし、親にとっても子どもが辛い時にそばにいられないというのは、やはり子どもの負担になるっていうのが分かってるんじゃないかなと思って。この結果見て本当すごい安心したんですけど。一応肌感覚と同じような形で体調不良児対応型の方が希望は多いんじゃないかっていうことで。現段階では簡単な調査ですけども。報告でした。

委員 まず病後児、体調不良児については、従前から子育て会議の中でもたくさん出たのでニーズの方も大体把握してるとおりかなと思ってます。やはり今回の視察と、あと最近もそうなんですけど、やっぱりメッセージっていうのが大事なかなと思ってます。親のニーズも分かるんです。で、子どもを大切にしたいっていう気持ちも親の皆さんすごい思ってる。ただ、仕事に行かなきゃならないとかっていう状態で子どもを置いてかなきゃいけないって。となると、やはり園と保護者とだけじゃなくて、やっぱり企業、地域の理解っていうのも必要かなと思ってまして。

そこをしっかりと発信しながら、親の方もないとは思うんですけど、病児あるから病気の子どもを安易に預けるだとか、職場の方も保育園に任せれば？みたいな状態じゃなくて。子どもも具合悪いと、やっぱりお父さんお母さんに会いたくなるんですね。「まだ？」って僕らに聞いてくるんで。そういう声はしっかり子どもの気持ちに寄り添えるような制度っていうか、受け入れ体制っていうのはやっていかなきゃいけないなと思ってます。あと、拡大についてはまだ話してないんだけど、今日また転入の子が年長さんに 1 人いて。昨日も問い合わせがあったという状態です。で、転入もあるんですけど、出生数も現実的に減ってるっていう状態です。本当、運営的にさじ加減が難しいっていうか、定員設定の関係も安易に広げると、今度減った時に運営できなくなってしまう形も見えてるんで。その辺を教育委員会とも協議しながら、子どもの所在っていうか、受け入れの方はしっかりできるような体制は取っていかないとなと思っています。

委員 長 今で行くと、例えば町外者の受け入れの部分は結構 30 名以上いますね。そこでの対応っていうのはどういう風になっていますか。

委員 そうです。そこを今回はあまり募集しなかったんです。広報の方も。ただ、今のゼロ、1 歳児の人数を見ると、運営的にはやっぱり広域入所の方も受け入れながらやっていかないと、なかなか厳しいのこなって状況でもあります。

委員 長 そこで調整していく部分が出てくるということですか。あと建物的なところの情報でいくと、みなくる自体がこの話の中では並行して使っていく。今、シルバー人材センターの事務局があそこに入っています。それとは別件で、胆振農業事務所が最短でいけば、令和 8 年度でそ使用しなくなるといった話が昨年あって、シルバーさんとも協議をしながら事務所を移設をするという協議をしています。昨年末、胆振農業センターの事務所の方も事業が少しずつ今伸びてきていて、終了する予定をした令和 8 年度と言ったものが、1 年ないし 2 年延期になるかもしれないという話も来てるので。そういったところとの調整も。もし決まれば施設全体を使うことも可能になってくるということもありますけれども、今言われた出生数の絡みであったり、今の体調不良児の取り扱いだとか、そういったところの様子も見えていながら、ある程度計画的に進めていくということが必要になってこようかと思います。

日程 (6) 報告事項

- ① 子どもにやさしいまちづくり事業 (CFCI) R5 活動状況報告及び今後の展望
- ② 児童館 (早来児童センター) の開館時間の変更

事務局 【 ①説明 】

- ① 庁内における活動実績
- ② 追分中学校 3 年生の町づくり提言
- ③ 早来学園 9 年生の町づくりアクション
- ④ 子ども家庭庁意見反映ガイドラインの事例紹介
- ⑤ 公報あびら「子どもにやさしいまちづくりプロジェクト」の連載
- ⑥ 子どもの意見を聞くために
- ⑦ 今後の想定

委員 長 C F C I の令和 5 年度の報告をさせて頂きました。この中で、疑問点などがありましたらお伺いしたいと思い

ます。いかがでしょうか。

委員 安平町のキッズページということで、WEBサイトのリニューアルと絵が出てるんですけど、これって、こういう形でやりますって決まってるのでしょうか。

事務局 今回の段階での案をつけさせて頂いております。

委員 これを見た時に、せっかく子ども達がキャラクターとか考えたりしているので、中学生とかにホームページを作るとも携わってもらうとか、子ども達が読みやすいような字の大きさであるとか、そういうようなものがあつたらいいのかなって。これをちょっと見た時に思ったんですけど。そういうのはどうでしょうか。

事務局 はい、ありがとうございます。実際にこの案を作る段階では子ども達から意見を頂いているんですけども、授業時数の絡みもあり、それから先の作業については役場の方に預らせて頂きました。ご指摘のとおり、そういった取り組みがあれば非常にいいなと思っておりますので、将来的にぜひ目指していきたいですし、後段のご指摘の字の大きさ等々につきましてはありがたいご意見ですので、総務課の方に伝えさせて頂きたいと思えます。

委員 ひらがなとか、ふりがなとかがあると、もっと小さい子も読めたりとか。どの程度想定しているのかなと。

事務局 ふりがなは極めて難しいということもホームページを作っているサイドから聞いています。難しい用語に限ってですが、後ろに括弧書きでひらがなを入れたりということをやったりはしています。その辺ちょっと引き続き調整を進めさせて頂きたいと思えます。

委員長 はい。すでに情報グループの方からこの「あびたまなっち」というキャラクターを使うことでの、書類の決済とかも上がってきておりますので、近々こういったキャラクターがホームページの中に登場してくるというふうに思っております。他にどうでしょうか。

委員 C F C I の報告の中で、最後割愛された「理想の形」に書かれてる 46 ページのところ为本質的なランプを持って、すごく素敵な言葉だなと思って読ませて頂きました。この特に後半 2 つの「何か特別なことしなくても日々その対話をしていけば意見が蓄積していくんだろう」というところ、それが本当にそうだなと思っていて、いろいろなことは安平町として実績としてやられているんですけど、そういったイベントやキャンペーンも、もちろん見えるし分かりやすいし、そこに参加したっていう達成感もあっていいことだなと思うんですけども、子どもの意見が、自分が尊重されている、自分も一人の人間として大事にされてるっていうのは、日々の小さな出来事が全部蓄積していきたくらうなと思っていいです。例えばこの学校の生活の中で 30 人 40 人いる子ども一人一人のあーだこーだを全部聞いて尊重するっていうのは、時間のことも人的にも不可能だなと思っているので、そこはできることできないことっていうのがあると思うんですけども、家庭の中でも本当は駄目って言いたくないのにこういう言い方しか自分もされていないし、どういう言い方をすれば子どもの意見を受け止められる、意見というか気持ちを受け止められるかっていうのを経験したり学んだことない人っていうのは、やり方が分からなくてできないということもあるなと思っていて、子どもの日々は家庭も学校も地域も全部繋がっての日々だと思うので、そういう大人が安平町にたくさん増えることが、子どもにとってこの町で過ごせてよかったと思うことに繋がるなっていうふうに思いました。具体策は想像できないんですけども、例えば子ども園の先生方とか、特別支援の先生方とか子どもの気持ちや意見に寄り添うことに専門的にも長けていて、経験ある方が例えば保護者に向けてとか、またはそれ以外の学校の先生に向けてとか、そういうふうになんか子どもに優しく在れるためにどういことができるだろうなっていうようなことを話したり教えたりっていう場が年間通じていろんな所で設定されていたら、そういう大人も増えていいなってことを今思いついたので言いたくなりました。以上です。

事務局 割愛した中では、対話の重要性は少しお話ししようかなと思っていて、対話をするにはやっぱり心理的な安全という大人との安心感、信頼というのが重要だしそのベースにやっぱりお互い一人一人個人である、個人の自

由を尊重するっていうか、それが子どもの権利だよっていう話をちらっとさせて頂こうと思っていました。触れて頂いて、ありがとうございました。

委員 ちょっと気をつけなければならないなと思ったのは、匿名での提案というところなんですよ。先ほど、今の子どもは匿名を好むということで、名前を出すのは抵抗感がある。要するに、自分はこういう者ですよって正体を見せるのはすごく恐ろしいということ。だけどまあ SNS ですか。ソーシャルネットサービスそっちの方にはバンバン書いて、相手を傷つけると。そのいい例が、この間札幌の中学校で亡くなったいじめの問題、事件ですね。あれの報道記事たくさんあって、全部ちょっと時間あったんで読ませて頂いたんですけど、やっぱりここがすごくネックになっていて、やっぱり人生どっかで理不尽なことがあったり、自分はこれじゃダメだなんて思ったらやっぱり発表して自分を表明していかなきゃダメだと思うんですよ。それがすごく不利益受けるかもしれないけど、常に匿名的な生き方って人生の中ではやっぱり生きていけないんだと思うんですよ。だからこのプレゼンテーションできる子っていうの、やっぱりそういうことはできると思うんだけど、プレゼンができる子、40 人いたら 40 人やっぱり力をつけて欲しいなと思うんですよ。要するに今、主体的対話で深い学びっていう理念のもとに教育されてると思うんですけど、まあよくも悪くもっていうか、とにかく自分の考えを持って人前で発表するんですよってことをどんな場面でもね作っていくことがすごく大事で、それはやっぱり子どもの権利を守ることに繋がってるのかなと。まああんま横文字使いたくないんですけど、アイデンティティっていうことはありますよね。自分はこういうもんですよっていう。そういう主体性とか自分を表す正体、自分はこうだっていうことをしっかり表す場面をたくさん。どんな場面でもいいので一人一人気付けさせることが一つのいじめ問題でも解決になるのかな。まあ、一理あるのかなと思います。ていうこと、すごくこの文章の中で考えましたし、きちんとまとめられてたんで、なるほどなとすんなり入ってきました。それからやっぱり理想のかたちって、先ほど言ったように究極的に目指してきたら、ここだと思うんですよ。国同士の結局会話が無いもんだから、最後は紛争で今とんでもないことやっていますよね。どんなことあってもやっぱり会話は諦めたらならないと思います。個人と個人でも。だからそういうことも、やっぱり根本は自分はこうだっていう場面をたくさん作ることが大事なのかなと思っています。すいません、ちょっと長くなりました。

事務局 【 ②説明 】

- ・児童館、児童センターの開館時間 9 時からを 7 時からに拡大
保護者から登校までの小学生保育ニーズがある

- 追分地区についてはこれまでとおり 9 時からの開館だが、最終的には追分地区でもニーズが発生して体制が確保されれば全町展開を目指す

委員長 説明が終わりました。今の説明の中に何かご質問あればお伺いしたいと思います。（無し）

日程（7） 委員発議

① 病児保育及び小学校登校前の朝預かりについてのアンケート結果

委員 小学校の登校前の朝預かりで、児童館の方でニーズ調査をしました。簡単なもの過ぎて把握漏れがかなりあるかなと思っています。データについては始めの方にありますが、その後に実施の判断について書かれたページでございます。朝預かりの実施の可否については児童館の運営法人の方で判断していいということで、教

育委員会の方から任されているという実情があります。で、追分地区では、小学校では現状保護者の方で対応できていると小学校の校長先生の方からも伺っております。また、子育て支援サークルのアリスさんの方にも聞いたんですけども、これまで朝預かりの要望が無いということで聞いております。現状、朝の預かりについて児童館の方で預かって頂けないと本当に困るってご家庭があれば、実施について検討していこうとは思っています。ただ保護者の方で対応できるのであれば、それが好ましいとこちらの方では考えています。また、朝預かりがあれば早朝からの勤務が可能になるとか、保護者の選択肢を増やすとか、サービスを拡大するということは今のところこちらの方では考えていないという状況です。というのも、こちらの実情として有資格者が1名いなきゃいけないこと、あとは補助の人がもう1人いなきゃいけない、計2人配置しなきゃいけないということで、朝の7時から9時までの勤務を確保しなければいけないという状況になります。この有資格者1名については、現在いる職員が通常9時出勤なものを7時出勤に変えるということで対応できると思うんですが、補助の方がやはり短時間勤務でかつ早朝からの勤務、長期休暇中の学校休みの期間は勤務がないという状況になりますので、その雇用条件にマッチする人材を探すっていうのはかなり難しい状況が考えられています。休暇等でお休みする場合は2名確保ということもあります。ここは、9時から出勤してる職員が残業扱いで出るという手段もあるんですけども、一応2名確保するのが望ましいかと思っております。で、子ども園の職員でダブルワークというか朝児童館で勤務して、その後は子ども園の勤務をすることが可能な職員が現状いない状況もあります。うちの法人としては、一応、毎日利用家庭がいるということと、あと長期的に見て毎年この朝預かり事業が必要だということが見込めることが、実施する条件かなと思っております。で、ニーズ調査をした内容なんですけども、かなり簡単すぎたニーズ調査だったので抜けがかなりあります。というのも朝預かりの詳細は7時、現状は7時15分からの預かりになることとか、あとは保護者の送迎が前提になることとか伝えていなかったのも、ただ単に朝預かれるんだっただけ使いたいですか?っていうような項目でしたので、この辺の詳細を伝えていなかったこととかニーズ調査としてはかなりお粗末だったというか、もっと詳細なニーズ調査をするべきであったということがございます。で、現状実施の可否についてなんですけども、ニーズ調査の内容についてかなり不備があったということで、多少利用希望数には変動があるとは思いますが、現時点では毎日利用が見込めるかっていうところ、かつ長期的に見て続けていく事業かというところ、そうではないのかなと総合的に判断しております。ですので、今後またもっと詳細なニーズ調査を改めて行って、もう1回判断していこうかなと思っております。一応補足としては、早来地区とはちょっと事情が違い、児童館が小学校から離れてるという状況もあります。移動に低学年の子で15分ぐらい、高学年になれば5分10分移動できると思うんですけども、自宅の位置によっては児童館に行くことで距離が長くなったりとか、児童館に立ち寄るだけで学校に行くという状況になることも考えられるかなと思っております。また通学距離が長い場合は、7時前に家を出なきゃいけないということもあり得るのかなと思っております。ですので、保護者の送迎が前提ということで提示しようかとは思っていますが、7時15分より前に預けることはできないので、児童館への送迎があつて余計に出勤時間が遅れるっていうことも考えられる状況です。であと学校開放が7時55分ですので、大体子どもの通学時間、近い子で5分とかありますけども、大体10分から30分ぐらいを想定すると、7時25分から45分ぐらいには家を出るのではないかなと思っております。ですので出勤可能な時間は、7時15分に預けられるとしても、大体最大でも30分程度しか変わりませんので、保護者にとってメリットがあるのかっていうのは追分地区ではちょっと。ですので、この状況を保護者に伝えると、この時間じゃ使っても意味がないっていう方も増えるのかなと。現状、追分地区では今のところは実施は見送るというような判断でおります。ただ、ニーズ調査をまた改めて行いますので、その状況でまた検討していきたいなと思っております。

- 委員長 はい、ありがとうございました。ただいま説明の中で疑問の点がありましたらお願いしたいと思います。
- 委員 確認の意味でお聞きたいんですけど、早来地区の関係で登校前の保育のニーズ。このニーズってどのぐらいあるのでしょうか。
- 委員 実際、昨年度までアリスさんの方で1人。お母さんが苦小牧に行くのに7時前に家を出なきゃならない。子ども園時代は7時15分から受けてたんで、その子は大丈夫だったんですよ。小学校になるとやはり7時から8時までの間一人でいなきゃならないって状況があったので、サポーターさんの方にお子さんを預けて出勤するっていう事例がありました。実際、後からお話しようと思ったんですけど、子ども園の方も7時15分からなんですけど、7時からっていうのも今検討をしています。というのも、やはり母子・父子家庭で朝早くから出勤する方、実際今、開園が7時15分なんですけど車が何台かもうすでに止まって、開いたらすぐ来て急いで送っていくという姿だったり、今これから3月からサポーターさんをお願いする家庭が父子家庭で、職場の方をお願いして勤務時間を遅くして、通常6時半なのを7時半から出勤をお願いしたんだけど、7時15分だと遠浅まで行くのが間に合わないって状況があって、サポーターさんの方をお願いをするというような状況もあるので。今、保護者の就労時間をデータ化してちょっと精査して、あとうちの職員体制の絡みもあるんで、そこを踏まえた上でこの辺の開所時間をちょっと早くしようかなというのを検討しております。例年そういうようなお子さんが小学校も含めているっていうのは把握していると。
- 委員 こういう聞き方すると失礼かも分かんないですが、そのニーズに対して、この時間帯にトラブルが発生することも考えられる。それから学校職員の働き方改革に関連してくる。まあ確かに働き方改革がされることはいいことだと思うんですけども、そのために児童館を実施するには常時2名以上の職員の配置が必要となる。そうしますと、ここに指定管理事業者に町が費用を負担する。で、今お話あった、どのくらいのニーズがあるのかわかりませんけれども、そのニーズに対して2名の職員を事業管理者に費用を負担する。ここでちょっと考えたのは、失礼な言い方なんですけども、費用対効果としてはどうなのかなっていうことをちょっと今よぎったものですから、お聞きしたいなと思ったんですけど。
- 委員 これ、費用対効果でいくと、まあコストパフォーマンスですか、人に対しての人件費ってやっぱりかかるものだと思うんですね。これ、今うちの休日保育、日曜日の保育やってるんですけど大体平均2~3名です。まあ、土曜日の保育も少ないんですね。それを、少ないからといって切るとどうなるかっていう。これ、福祉の養護の考え方とそのサービスの考え方って本当に難しい。病児保育もそうなんですけど、人数少ないからやるのかやらないか、ニーズがあるからやるのかやらないのかっていうところも大事だと思うんですけど、やはり子どもの処遇だったり子どもの権利っていうところをいかに守ってあげるか。そこには、その人数の多い少ないだけじゃ測れないものもあるのかなって思っている。実際、今回お願いする方も本当に子どもが1人で居る状態だったんですよ。お父さん仕事行ってしまっただけで、それで、お父さんと何度も話をして、どうにか受入れ体制ができたっていう。ちょっと経緯も細かいことはお伝えできないんですけども、そういう経緯もあったので、園としてもなんとか子ども達のセーフティネットをどこか確保してあげなきゃいけないなっていうところは考えています。なので、ちょっと費用対効果でいくと難しい面はあるのかなと思います。
- 委員 いや、私、子どもの権利、いわゆる人権ということを考えたり、先生方の働き方改革を改善していくということについて、全く意義はありません。これはもう素晴らしいことだと思うんで。ぜひやって欲しいなと思うんですけども、じゃそれに対してやっぱりかかるものがあるんで、それがどうなのかなっていうのがちょっと疑問に思ったものですから、お聞きしました。
- 委員長 はい、ありがとうございました。当然、人が今この職場もなかなか募集しても応募がないという中です。さらに、

朝が早かったり短時間等々のいろんな条件がありますので、そのハードルも相当高いと思いますけれど。それぞれの園またその対象者のご家庭の実情に合わせた中で、できる限りそういったものに寄り添った対応できればいいのかなと思ってございました。まだまだ言い足りない部分、色々あるかと思いますが、今、両委員から委員発議ということでそれぞれ情報提供も含めてさせて頂き、ご質問を頂いたところであります。

委員 一番最後のページに提出した書類なんですけども、おいわけ子ども園の通園バスの土曜日の運行の廃止について検討しております。ここ 3 年なんですけども、土曜日の運行について利用者がいないという日がかかり多くありまして、また昨年度 1 人、今年度 1 人うちのバスの運転手さんが定年で退職されるということで、今現状募集をしているんですけども、まだ来るか来ないか分からないという状況です。現在 1 名職員いるんですけども、その職員で週 6 日間を回すのは現実的に不可能ということで、運行が無い日もやっぱりバスの運転手さん、そして洗浄する職員を確保しなきゃいけないところが、かなりうちの園として課題となっております。現状利用者が大体 1 名、対象者が 1 名いて、そのご家庭が乗るか乗らないかで利用率が変わってくるというところなので。土曜日については保護者の方の送迎に切り替えたいなと思っております。

委員長 報告ということでよろしいですか。（はい。）その他これはということがあれば。無ければその他ということで、事務局の方からあればお願いしたいと思います。

事務局 最後に事務局からの連絡になります。委員の皆様の費用弁償の関係についてです。前回、第 22 回の費用弁償につきまして、令和 5 年度の費用弁償の改定に伴い、今回第 23 回の費用弁償と合わせて差額分を対象の方に支給をする形になりますので、よろしくお願い致します。以上報告になります。

委員長 それでは、予定時刻若干過ぎましたが、皆様方から様々なご意見を頂き無事終了することができました。今後とも引き続きよろしくお願い申し上げます。第 23 回目会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

閉会 17:02